

保護者の皆様

熊野町立熊野東中学校
校長 大田 稔

警報発令時等の対応について（お願い）

向暑の候、保護者の皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素から本校教育の推進にご理解とご協力をいただき、心からお礼申し上げます。

さて、気象警報や避難勧告等が発令された場合の対応を次のようにしておりますので、ご確認のうえご協力をよろしくお願いいたします。

（令和3年5月20日からの避難情報等の文言修正に伴い、次のとおり変更します。）

- 1 午前6時の時点で熊野町に特別警報が発令されている場合、又は「暴風」、「大雨」、「洪水」、「大雪」、「暴風雪」の5つの警報のいずれか1つでも発令されている場合、登校せず自宅待機とし、午前11時までに警報が解除されない場合には臨時休業とします。
- 2 災害発生の恐れがあり、午前6時の時点で熊野町に「避難指示（レベル4）」が発令されている場合は登校せず、午前11時までに避難指示（レベル4）が解除されない場合には臨時休業とします。
- 3 警報が発令されていない場合でも、危険が予想されるときは、必要に応じて臨時休業又は自宅待機の指示を「情報メール」（登録していない家庭には電話）により保護者に連絡します。
※ 臨時休業又は自宅待機を決定した場合、町教育委員会より町内放送があります。
- 4 自宅待機を解除し登校させる場合、「情報メール」（登録していない家庭には電話）により保護者に連絡しますので、昼食を済ませて、午後1時までに登校させてください。

※ 上記のいずれの場合も、給食が止まります。

※ 週休日等における中学校の部活動においても、上記と同様の扱いとします。